

広島県公営企業管理規程第二号

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 邊 竜 哉

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程（昭和四十二年工業用水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第二条 企業職員の給与に関しては、職員給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）附則第五項並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）附則第二項並びに短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号。以下「短時間勤務会計年度任用職員給与等条例」という。）附則第二項及び第三項の規定によるほか、次条から第八条に定めるところによる。</p> <p>第七条 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用の企業職員の給与の額及び支給方法については、短時間勤務会計年度任用職員給与等条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員の給与の額及び支給方法の例による。</p>	<p>(給与)</p> <p>第二条 企業職員の給与に関しては、職員給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）附則第五項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）附則第二項の規定によるほか、次条から第八条までに定めるところによる。</p> <p>第七条 非常勤（再任用短時間勤務を除く。）の企業職員及び前四条の規定を適用することが適当でない臨時的任用の企業職員の給与の額及び支給方法については、給与条例第二十条に規定する非常勤（再任用短時間勤務を除く。）及び臨時的任用の一般職員の給与の額及び支給方法の例による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。